

介護報酬不正請求について ～経過報告～

【問合せ】
長寿介護課介護保険スタッフ
☎(74) 0150

伊豆市に対して介護報酬を不正に請求し、サービス事業者の指定取消しの行政処分を受けた3事業者に対し、返還を請求している介護給付費が約3,720万円あります。

これまでも顧問弁護士と相談し、介護給付費の回収を行ってきましたが、今後も介護給付費の回収に向けて努力するとともに、静岡県と連携しながら事業者審査の厳格化や指導の徹底を図っていきます。

◆介護保険法に基づく事業者の指定取消し(静岡県)

事業者の名称		取消年月日	事業の種類	介護給付費返還額と加算額
株式会社 八起	訪問介護ステーション 多宝苑	平成21年 11月30日	訪問介護	5,805,368円
	通所介護事業所 多宝苑		通所介護	
	居宅介護支援事業所 多宝苑		居宅介護支援	
有限会社 ノンケアセンター	有限会社 ノンケアセンター	平成21年 11月30日	居宅介護支援	20,860円

◆地域密着型サービス事業者の指定取消し(伊豆市)

事業者の名称		取消年月日	事業の種類	介護給付費返還額と加算額
株式会社 シャイニー	グループホーム 多宝苑	平成19年 3月20日	認知症対応型 共同生活介護	31,398,647円
			介護予防認知 症対応型共同 生活介護	

安心して豊かな老後のため、 農業者年金に加入しましょう

【問合せ】
農業委員会事務局
☎(85) 2612

農業者年金の特徴

①農業に従事されている方は誰でも加入できます

60歳未満の国民年金第1号被保険者であって、年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。配偶者や後継者など家族農業従事者の方も加入できます。

家族一人ひとりの年金を!
今、女性の新規加入者が増えています。

②少子高齢化時代に強い年金です ～年金資金は安全かつ効率的な運用～

自ら積み立てた保険料とその運用益により将来受け取る年金額が決まる「積立方式(確定拠出型)」年金です。自分が必要とする年金額の目標に向けて保険料を自由に決めることができ(月額2万～6万7千円)、経営の状況や老後設計に応じていつでも見直せます。

③終身年金で80歳までの保証付きです

農業者老齢年金は、原則65歳から生涯受け取ることができます。仮に80歳前に亡くなった場合でも、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の額の現在価値に相当する額を、ご遺族に死亡一時金として支給します。

④税の特例が用意されています

支払った保険料は全額(1人当たり最高年額80万4千円)が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が節税になります(支払った金額の15%～30%程度が節税)。

⑤認定農業者など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります

認定農業者で青色申告をしている方やその方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助(月額最高1万円、通算すると最大216万円)があります。

地上デジタル放送の準備は お済みですか

【問合せ】
企画財政課計画スタッフ
☎(74) 3066

地上デジタル放送受信機の 給付支援を行います

総務省では、昨年度に引き続き、経済的な理由で地上デジタル放送がご覧になれない方に対して、簡易な地上デジタル放送対応チューナーの無償給付などの支援を行います。

【支援内容】

- ・簡易なチューナー1台を無償で給付します。(テレビは給付しません)
- ・アンテナ工事などが必要な場合は無償で工事を行います。

【対象者】

NHKの放送受信料が全額免除の世帯で、下記のいずれかに該当すること

- ・生活保護などの公的扶助を受けている世帯
 - ・障害者がいる世帯で、かつ世帯全員が市町村民税非課税の措置を受けている世帯
 - ・社会福祉事業施設に入居されている方
- ※既に地上デジタル放送をご覧になっている世帯は支援を受けられません。

※今回の支援で費用を請求することはありません。

【受付期限】

7月2日(金)まで

【問合せ】

総務省地デジチューナー実施支援センター
ナビダイヤル ☎0570(03)3840

地デジ相談会を開催します

湯ヶ島・大滝地区の中継局が5月31日に開局しました。それに伴い、地デジ相談会を実施します。具体的に地上デジタル放送を見るにはどうしたらいいのかなど、地域の実情に合わせた相談会に応じます。

地上デジタル放送をまだ受信できていない方、どのように見たら良いのか分からない方など、ぜひご参加ください。

また、必要に応じて受信状況の調査も可能です。

【日時】

6月20日(日)～24日(木)10時～16時

【場所】

天城支所保健福祉センター

※今後、他地区においても、相談会を実施していく予定です。



庭先の樹木は 定期的なせん定・刈り込みを

【問合せ】
土地対策課管理スタッフ ☎(83) 5024
建設課一般土木スタッフ ☎(83) 5200

あなたの植木、道路に 張り出していないですか?

庭先の生垣や植木は、あなただけではなく周りの人にも安らぎを与えてくれます。しかし、その枝が道路や歩道に張り出し覆いかぶさると、車や歩行者の通行の妨げになるだけでなく、道路標識やカーブミラーなどを見えづらくし、交通事故の原因にもなります。

私有地から道路上にはみ出している枝や葉は、土地所有者に所有権があるため、市では勝手に切ることができません。そのため、土地所有者が定期的に『せん定・刈り込み』をしてください。

また、枯れ木や枝折れの恐れのある木についても管理をお願いします。

道路にはみ出た樹木は持ち主が管理しましょう

